令和５年度補正補助金「よくある質問」（外部給電器）

作成　令和６年６月 20 日
第１期受付終了について追記　令和６年７月 18 日
よくあるお問合せについての一部追記　令和６年８月 19 日
補助金交付申請時の留意点等についての一部追記　令和６年９月 17 日
よくあるお問合せについての一部追記、第２期受付終了について追記等　令和６年 10 月１日

＜目次＞

Q0　現在よくあるお問合せ 1

Q1　第2期申請受付終了について　※令和６年９月 30 日到着分まで 2

Q2　補助金交付申請の概要、注意すべき期日等について 2

Q3　補助金交付申請時の留意点等について 3

Q4　補助金交付申請後の変更等について 4

Q5　実績報告時の留意点等について 4

Q6　外部給電器購入完了報告書（実績報告書の添付種類）について 4

Q7　新品の確認について 4

Q8　保有義務期間について 5

Q9　その他 5

Q0 現在よくあるお問合せ

No.	問合せ内容	回答
1	これから申請できますか。	令和６年９月 30 日到着分で終了いたしました。
2	第２期の交付申請期間はいつですか。	令和６年８月 19 日～９月 30 日（必着）です。
3	令和５年度から変更点はありますか。	募集期間が「第１期」「第２期」の２回になりました。 第１期：令和６年６月 20 日～７月 17 日（必着）　※終了しました。 第２期：令和６年８月 19 日～９月 30 日（必着） 注）第１期、第２期とも、V2H 充放電設備と合算の予算枠が設定されております。

4	V2H 充放電設備は、「①公共施設／災害拠点」「②個人宅／その他施設」それぞれ予算枠が設定されています。 外部給電器は、どちらの区分になるのですか。	外部給電器は、V2H 充放電設備「①公共施設／災害拠点」と同じ予算枠になります。
5	予算の残額が少なくなった場合は、消費状況について公表されるのですか？	消費の進捗状況をみて、必要に応じ予算残高を公表していく予定です。
6	予算消化が進んで、期限前に予算枠に達したらどうなるのですか。	申請金額が予算枠を超過した場合は、超過した日の前日（営業日）までにセンターに到着した申請を受け付けします。当日及び翌日以降に到着した申請は受付できません。

Q1　第2期申請受付終了について

※令和 6 年 9 月 30 日到着分まで

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付が終了したとのことですが、申請受理の判定はどのように行うのですか？	9 月 30 日までにセンターに到着した申請を「受理」として扱います。 10 月 1 日以降に到着した申請は「不受理」となります。
2	不受理になったかどうかは、どのようにして確認できるのですか？	不受理となった場合は、センターより申請者に書面でお知らせいたします。 終了アナウンスから概ね1週間以内に到着したものを対象に送付予定です。
3	不受理の場合、申請書は返してくれるのですか？	申請に関する誓約でご了承いただきました通り、申請書はお返しいたしません。

Q2　補助金交付申請の概要、注意すべき期日等について

No.	問合せ内容	回答
1	補助金の申請から補助金を受けるまで、いつまでにどのような手続きをする必要がありますか。	・概略の流れは、以下の通りです。 ①まず、外部給電器の発注前に補助金交付申請書を提出いただきます。 ②申請書の審査は順番に行っていますので、概ね 1 か月程度を要します。申請書の審査を経て、補助金交付が正式に決定（交付決定）しましたら、交付決定通知書を送付します。 ③その交付決定通知書を受領後、外部給電器を発注、購入し、実績報告書を提出 ④実績報告書の審査が完了すると補助金額確定通知書が発行され、補助金が交付されます。
2	応募要領に「外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降でなければなりません。」とありますが、これはどういう意味でしょうか。	・交付決定通知書が発行されてから、発注を行うようお願い致します。

No.	問合せ内容	回答
3	応募要領に「外部給電器の発注は、交付決定通知書発行日以降でなければなりません。」とありますが、入札自体は交付決定前にしてもよろしいでしょうか。	・交付決定前に、「発注」していなければ、それ以前の行為である入札は問題ありません。ただし、契約は交付決定後に行うようにしてください。 なお、補助金交付申請書の審査で、補助金交付できない申請と判断された場合は補助金交付されないことになりますが、その場合には、当センターは既に行われた入札に対して責任を負いかねますのでご注意ください。
4	交付決定通知書発行日以降とは発行日当日を含みますか。	・当日を含みます。
5	外部給電器の「納品」「購入費全額の支払い完了」は交付決定通知書発行日から60日以内にお願い致します」となっているが、60日を超えたらどうなるのですか。60日の起算日は発行日を含むのですか。	・60日以内に「納品」と「購入費全額」の支払いをしていただくことは必須条件ではありませんので、多少の遅れは問題ありません。できるだけ早く支払いを完了し、実績報告書の提出をお願い致します。 なお、60日の起算日は特に規定していません。 実績報告書の提出期限は支払い完了の日から起算して 30 日以内、または令和7年2月28日（必着）のいずれか早い日までです。
6	外部給電器の発注は交付決定通知書発行日以降である必要がある、とのことですが、発注の日はどのように判断するのですか？	・注文書、発注書の発行日を、発注の日と判断します。
7	補助金額は定額ではないのですか？	・補助金額は定額ではありません。「購入予定価格（税抜）の1/3」または「銘柄ごとにセンターが定める上限額」のどちらか低い方が補助額となります。 銘柄ごとの上限額については、当センターHPの補助対象外部給電器一覧「銘柄ごとの補助金上限額【外部給電器】」の標記内容をご確認ください。

Q3 補助金交付申請時の留意点等について

No.	問合せ内容	回答
1	同時に複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）の補助金交付申請をする場合は、登記簿謄本と役員名簿は1部で宜しいですか。	・申請書類の取り扱いのミスを防止するため、添付書類は同一のものでも、1台ずつの申請単位に添付をお願いします。
2	複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）をまとめて購入する場合、補助金交付申請書に添付する見積書は、複数台分がまとめて記載されているものでかまいませんか。	・複数台分の見積書でも構いませんが、その見積書の中に、1台ごとの機種・単価等の明細が記載されていることが必要です。 ・また、複数の補助金交付申請書を一つの封書にまとめて封入して送付いただく場合でも、見積書は、申請書単位に、それぞれコピーを添付してください。登記簿謄本と役員名簿と同様、1台ずつの申請単位に添付をお願いします。
3	外部給電器と車両の補助金交付申請書を同じ封書にまとめて封入して申請できますか。	・車両と外部給電器の補助金交付申請書の受付処理の扱いは、封書単位に行い、全く異なりますので、申請書類の取り扱いのミスを防止するため、別々の封書で送付をお願いします。
4	見積書で外部給電器本体価格から補助金相当額が減額されていました。このまま提出しても良いですか。	・補助金相当額の減額は値引きと区別がつかないため、値引きとみなし交付決定額が低くなる可能性があります。補助金相当額が減額されていない見積書に差替えをお願いします。

Q4 補助金交付申請後の変更等について

No.	問合せ内容	回答
1	補助金交付申請時の機種と違う機種に変更したい場合はどうしたらよいですか？	・「計画変更承認申請書（様式6）」を提出し、補助金交付申請を取り下げて頂き、改めて、新たな機種での補助金交付申請をして頂く必要があります。 ・このため、新たな機種の発注は、その機種についての補助金交付決定日以降である必要があります。
2	補助金交付申請した時の保管場所を異なる保管場所への変更は可能ですか。	・実績報告書で変更後の保管場所を記載ください。それ以外の提出書類等は必要ありません。
3	補助金交付申請書に記載した納品予定日、支払い完了予定日から遅れてしまう場合、どうすればよいですか？	・補助金交付申請時の納品予定日、支払い完了予定日から遅れても問題はありません。補助金申請は有効で、特に手続き等も必要ありません。

Q5 実績報告時の留意点等について

No.	問合せ内容	回答
1	複数台（全て同一機種あるいは異なる機種が混在）をまとめて購入した場合、実績報告書に添付する支払証憑（領収証）（注文書/請求書/契約書も同様）は、複数台がまとめて記載されているものでかまいませんか。	・複数台分の支払証憑（注文書/請求書/契約書も同様）でも構いませんが、その証憑の中に、1台ごとの機種・単価等の明細が記載されていることが必要です。 ・また、複数の実績報告書を一つの封書にまとめて封入して送付いただく場合でも、支払証憑は、申請書単位に、それぞれコピーを添付してください。
2	実績報告書を車両の補助金交付申請書と同じ封書にまとめて封入してもよいですか。	・車両と外部給電器の処理の扱いは全く異なり、封書単位に行いますので、書類の取り扱いのミスを防止するため、別々の封書で送付をお願いします。
3	実績報告書の右上の日付（申請日）はどの日付を記載すれば宜しいですか。	・実績報告書の提出日をご記入ください。

Q6 外部給電器購入完了報告書(実績報告書の添付種類)について

No.	問合せ内容	回答
1	「外部給電器購入完了報告書」（販売会社が作成する書類）の右上の日付は、どのような日付を記載させれば宜しいですか。	・納品日か納品日以降の販売会社の作成日を記入して頂いてください。
2	「外部給電器購入完了報告書」に添付する写真は原本ですか？	・外部給電器の製造番号等が読み取れれば構いませんので、原本である必要はありません。

Q7 新品の確認について

No.	問合せ内容	回答
1	中古は申請できないとのことですが、新品であるかどうかの判断はどうするのですか。	・実績報告書に添付いただく「外部給電器購入完了報告書」（販売会社が作成する書類）で、販売会社に新品であることを証して頂きます。

Q8 保有義務期間について

No.	問合せ内容	回答
1	保有義務期間の3年は、いつから起算され、いつまでになりますか。	・「外部給電器購入完了報告書」に記載された納品日から起算し、3年後の同月・前日までです。

Q9 その他

No.	問合せ内容	回答
1	国の補助金を重複して受けられないとなっていますが、どういう意味ですか。	・「国の補助金を重複して受けられない」というのは、当該外部給電器に関して、ほかに国の補助金があっても、当補助金と重複しては受けられないという意味です。 車両やV2H充放電設備の補助金申請中であっても、外部給電器の補助金申請は可能です。
2	外部給電器の申請をしようとしている支店が登記されていません。この場合、本店などの代表権者からの委任状を添付すれば、支店から申請は可能ですか？	・登記されていない支店は、委任状のあるなしに関わらず、申請者になることはできません。本店から申請して頂くようお願いします。